

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月8日
【会社名】	イメージ情報開発株式会社
【英訳名】	Image Information Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 代永 衛
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役経営管理室長 佐藤 将夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田猿楽町二丁目4番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年6月28日に提出いたしました第43期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価を実施した結果、平成30年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社は、過去の連結財務諸表及び財務諸表に会計上の懸念があることについて外部から指摘を受け、事実関係を正確に把握して問題点を解明する必要があると判断したことから、平成30年12月14日付で当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、当該懸念の事実関係の調査等を行い、平成31年2月12日付で同委員会による調査報告書を受領いたしました。

その結果、当社の取引においてコンサルティング事業の一部に関する売上及び売掛金計上が不適切であること、また、平成25年8月に持分法適用関連会社化し、平成27年3月に持分法適用除外をいたしました株式会社北栄の債権に対する貸倒引当金計上の時期を訂正すべきであること等の指摘を受けました。

当社は、これらの指摘及びその後の監査において当社監査法人から指摘された事項等を踏まえ、平成26年3月期から平成30年3月期までの有価証券報告書及び平成26年3月期第3四半期から平成31年3月期第2四半期までの四半期報告書について訂正を行うことといたしました。

これらの訂正は、企業経営にとっての重要事項の多くが企業トップの判断を以て決定され、監査役その他の機関による経営陣に対する監督及び牽制が働いていなかったこと、法務関連業務や決算対応業務を適切に行うことができる人材が不足していること等に起因しており、全社的な内部統制が必ずしも十分に整備・運用できていなかったことによるものであるため、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記事実は、当事業年度末日後に判明したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することはできませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、また再発防止に向けて、第三者委員会の調査報告書の再発防止策の提言を踏まえ、コンプライアンス意識の改革、ガバナンスの強化、法務担当部門及び経理担当部門の充実等、必要な改善及び措置を進め、着実に実施していくことで、内部統制の充実を図り、法令遵守の徹底に努めてまいります。

以上